

令和6年度第11回富山市農業委員会総会（月次）議事録

1. 日 時 令和7年2月6日（木）  
午後3時00分～午後4時30分
2. 場 所 富山市役所 東館8階 大会議室
3. 出席委員 21人
- |      |     |       |     |       |  |
|------|-----|-------|-----|-------|--|
| 会 長  | 23番 | 長谷 幹夫 |     |       |  |
| 会長代理 | 22番 | 金田 修一 | 24番 | 金木 洋子 |  |
| 委 員  | 1番  | 牧野 和吉 | 2番  | 各川 豊章 |  |
|      | 4番  | 加藤 輝夫 | 5番  | 国谷 晃  |  |
|      | 6番  | 中村 敏  | 7番  | 大道 勝則 |  |
|      | 9番  | 北森 康雄 | 10番 | 坂井 義彦 |  |
|      | 11番 | 森川 重光 | 12番 | 北山 久雄 |  |
|      | 14番 | 杉林 清則 | 15番 | 熊南 昭浩 |  |
|      | 16番 | 山崎 修  | 17番 | 西田 清範 |  |
|      | 18番 | 林 作三  | 19番 | 古田 茂  |  |
|      | 20番 | 大橋 芳信 | 21番 | 山崎 巖  |  |
4. 欠席委員 3人
- |  |     |       |    |       |  |
|--|-----|-------|----|-------|--|
|  | 3番  | 茂 清志  | 8番 | 木下 幸雄 |  |
|  | 13番 | 森田 高雄 |    |       |  |
5. 議題
- 議案第50号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第51号 農地法第4条第1項及び第5条第1項の規定による許可申請について
- 議案第52号 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 報告事項第40号 農地法第3条の3の規定による受理について
- 報告事項第41号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 報告事項第42号 農地法第4条第1項第7号及び第5条第1項第6号の規定による受理について
- 報告事項第43号 農地法第4条第1項第7号の規定による受理の取消しについて
- 報告事項第44号 農地所有適格法人報告書の提出状況について

## 議 事

事務局 令和6年度第11回富山市農業委員会月次総会を開催します。本日の月次総会につきましては、3番茂委員、8番木下委員、13番森田委員から欠席届があり、雪害のため出席が遅れている委員もおられまして、出席委員数は15時現在、18名でございます。「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定による開催要件、在任委員数24名の過半数に達していることから、本総会が成立していることをご報告いたします。また、前回の総会にて、農業委員会としての意見を審議及び決定し、市長へ提出しました農地転用案件及び旧基盤法による利用権設定案件については、その可否を各議案の説明の前に報告させていただきます。

なお、議事については、総会資料と併せてタブレットを使用しておこないますので、ご準備のほどよろしく願いいたします。

会長 それでは、ただ今より令和6年度第11回富山市農業委員会月次総会を開催します。

議事に入ります。

本日は、議案3件、報告事項5件でございます。本日の議事録署名委員を私より指名してよろしいでしょうか。

(委員一同 異議なし)

会長 それでは、私の方から指名させていただきます。  
4番 加藤委員、5番 国谷委員、両委員にお願いしたいと思います。  
議事に入る前にタブレットに送付してある議案書データをお開きください。

会長 ご準備はよろしいでしょうか。  
それでは、議案の審議に入ります。  
議案第50号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第50号農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。議案第50号議案 位置図も併せてご覧ください。

議案書は1ページから3ページまでです。

今回の許可申請のうち、1件について取下げ願いが提出されましたので、申請件数は、5件で、申請面積は16,206.00㎡です。

許可基準についてですが、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域調和要件について、申請書類においては、各要件を満たしていま

す。

申請理由及び権利の種類について説明します。

議案書 2 ページをご覧ください。

1 番は労働力不足のため、贈与により、所有権を移転するものです。譲受人は近隣農地の耕作者です。申請農地では、水稻を栽培する予定です。

2 番は、譲受人の体調不良のため、取下げ願いが提出されております。

3 番は、相手方の要望のため、贈与により所有権を移転するものです。譲受人は近隣農地の耕作者です。申請地では梨を栽培する予定です。

4 番は、労働力不足のため、所有権を移転するものです。譲受人は近隣農地の耕作者です。申請農地では、コシヒカリ、ミルククイーンを栽培する予定です。

議案書 3 ページをご覧ください。

5 番は、労働力不足のため、所有権を移転するものです。譲受人は農地所有適格法人です。現在、高山市において畜産を営んでおりますが、以前から野菜作りに興味があり、婦中町下条地区の方々に指導をいただきながら、耕作を行いたいとのことです。申請農地ではキュウリ、白菜、バジル等を栽培する予定です。

6 番は、農地所有適格法人に貸し付けしている農地を、贈与により、所有権のみ移転するもので、いわゆる底地移転を行うものです。

譲受人は農事組合法人〇〇の構成員であります。法人の構成員へ底地移転を行う場合に限り、譲受人が同法人に貸し付けている農地を自身の経営面積に含めることができます。申請地では山田錦を栽培予定です。

会 長 現地確認について、報告をお願いします。

(担当委員から問題ない旨の報告あり)

会 長 それでは、ただ今、説明及び報告がありました許可申請について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことでありますので、議案第 5 0 号農地法第 3 条の規

定による許可申請については、全件、申請どおり許可することといたします。

会 長 続きまして、議案第51号農地法第4条第1項及び農地法第5条第1項の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

事務局 はじめに、1月総会でご審議いただきました案件については、全件許可となりましたのでご報告いたします。

議案第51号農地法第4条第1項及び農地法第5条第1項の規定による許可申請についてご説明いたします。議案書は4ページから7ページになります。今回、4条申請が1件、5条申請が5件、合計面積は5,012.00㎡です。位置図及び許可基準も併せてご覧ください。また、農振除外案件は議案書の備考欄に記載の、4条申請1番の199.00㎡の1件です。

議案書の5ページをご覧ください。

4条申請1番は、新保地区において、農家住宅敷地を拡張する計画でございます。転用の概要といたしましては、申請者は現在、自己所有の農機具を親戚の敷地を借りて格納しておりましたが、農機具保管場所が手狭になってきたため、自宅の隣接地に新たに農機具格納庫を整備するため、今回申請されたものでございます。申請地は、10ヘクタールに満たない農地の集団に属する農地で過去に土地改良事業が実施されていないことから、農地区分は第2種農地、許可基準は、代替可能性なしを適用しております。

議案書6ページをご覧ください。

5条申請1番は、大沢野地域大沢野南部地区において、一般住宅敷地を整備する計画でございます。転用の概要といたしましては、申請人は現在県外にて生活しておりますが、勤務先が近い申請地において住宅建築のため今回申請されたものでございます。申請地はすでに雑種地化されており、申請書には始末書の添付がございます。申請地は、都市計画区域の用途区域内にある農地であることから農地区分は第3種農地、原則許可案件となります。

5条申請2番、3番は、大山地域大山地区、4番は、大山地域上滝地区において、電気事業者が鉄塔建替工事に伴う資材置場として、一時的に利用する転用の計画でございます。申請人の●●は、電気事業者です。期間は許可日から令和8年6月30日までの約1年3カ月の期間となっております。計画している敷地については、鉄板を敷き詰めるなど、撤去後も農地に支障を及ぼさないよう配慮され、原状回復が確実であることから、一時的な利用として許可基準に合致しているものと考えております。

5条申請5番は、八尾地域保内東部地区において、一般住宅敷地を整備する計画でございます。転用の概要といたしましては、申請人は現在実家で家族と同居しておりますが、手狭になってきたため、相互扶助に適した実家に限りなく近い申請地において住宅建築のため今回申請されたものでございます。申請地は、都市計画区域の用途区域内にある農地であることから農地区分は第3種農地、原則許可案件となります。

以上でございます。

会 長 現地確認について、報告をお願いします。

(担当委員から問題ない旨の報告あり)

会 長 それでは、ただ今、説明及び報告がありました許可申請について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことでありますので、議案第51号農地法第4条第1項及び第5条第1項の規定による許可申請については、全件、「許可相当」と意見を付して、市長へ送付することといたします。

会 長 続きまして、議案第52号旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 最初に、議案書の差し替えをお願いします。差し替えのページは8ページと29ページです。

まず、1月総会で審議していただいた案件につきましては、1月17日付で全て公告・決定済みであることを報告いたします。

それでは、議案第52号旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。

議案書のページは、8ページから30ページです。

議案書8ページをご覧ください。

所有権移転は1件で、移転面積は、2,368.00㎡です。

利用権設定は申請件数が144件あり、年区分は、1～2年が2件、3～5年が58件、6～9年が8件、10年以上が76件です。設定

面積は、830,908.03㎡です。10ページ1番から21ページ79番までは、農地中間管理機構を通すものです。21ページ80番から30ページ144番までが相対です。

以上、農用地利用集積計画の案件につきましては、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項に掲げる、基本構想との整合性、すべての農用地の効率的利用、常時従事などの要件を満たしています。

以上でございます。

会 長 所有権移転の1番の現地確認について、報告をお願いします。

(担当委員から問題ない旨の報告あり)

会 長 それでは、ただ今、説明がありました農用地利用集積計画について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、この農用地利用集積計画について、ご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことですので、議案第52号旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、ご異議なしと認め、原案通り決定いたします。

会 長 それでは次に、報告事項に移らせていただきます。

第40号 農地法第3条の3の規定による受理について

第41号 農地法第18条第6項の規定による通知について

第42号 農地法第4条第1項第7号及び第5条第1項第6号の規定による受理について

第43号 農地法第5条第1項第7号の規定による受理の取消しについて

第44号 農地所有適格法人報告書の提出状況について  
を一括して説明をお願いします。

事 務 局 報告事項第40号農地法第3条の3の規定による受理について、ご報告します。議案書は、31ページから38ページです。

今回の受理件数は17件で、すべて相続により所有権を取得したものです。

報告事項第41号農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約について、ご報告いたします。

議案書は、39ページから42ページです。

解約件数は10件で、解約面積は44,171.69㎡です。今回の解約に関連する議案及び解約理由は、備考欄記載のとおりです。

報告事項第42号農地法第4条第1項第7号及び第5条第1項第6号の規定による受理について、ご報告いたします。

議案書は43ページから47ページになります。今回の受理件数は、4条が4件、5条が11件、合計面積は12,457.05㎡です。内容、転用目的についてはご覧のとおりです。

事業面積が1,000㎡以上で、都市計画法上の開発許可と同日で受理する予定のものは、44ページの4条の4番、45ページの5条の2番、3番、47ページの5条の11番の4件でございます。

報告事項第43号農地法第4条第1項第7号の規定による受理の取消しについて、ご報告いたします。

議案書の48ページをご覧ください。

1番につきましては、平成30年4月27日に、2番につきましては、平成27年1月15日に農地法第4条で届出されましたが、いずれも他社に売買し他の目的で使用することとなったため、受理の取消し願いが提出されましたので、これを認めるものでございます。概要につきましては摘要欄をご覧ください。

報告事項第44号農地所有適格法人報告書の提出状況について、ご報告いたします。

議案書は49ページになります。

議案書の差し替えがございますので、A4の差し替えの議案書をご覧ください。前回総会で農地所有適格法人報告書が未提出となっていた3法人のうち、2法人、△△と▲▲から報告書の提出があり、農地所有適格法人の4つの要件、法人形態要件、事業内容要件、議決権要件、役員要件を満たしていることを確認しました。

未提出の1法人、□□につきましては、引き続き、文書、電話等で提出を依頼していきます。

以上でございます。

会長 　ただ今、説明がありました報告事項について、ご意見、ご質問等がありましたら承りたいと思います。

会長 　特に何もありませんので、2. 議案・報告事項の議案審議を終了します。

会長 　次に3. 協議・報告事項等について事務局から説明をお願いします。はじめに、協議事項1「農地の実勢賃借料の情報提供について」説明をお願いします。

(事務局説明)

会 長 それでは、ただ今、説明のありました内容について、ご質問等があれば承りたいと思います。

■ ■ 委員 広報に掲載する予定はありますか。

事 務 局 3月末に配布する農政だより、3月5日号の市広報に掲載いたします。また、ホームページにつきましては、3月頃に掲載予定としております。

会 長 次に、協議事項2「農作業標準料金・賃金について」説明をお願いします。

(事務局説明)

会 長 それでは、ただ今、説明のありました内容について、ご質問等があれば承りたいと思います。

◇ ◇ 委員 実勢賃借料の推移について、資料にパーセンテージが記載されていますが、これは何でしょうか。

事 務 局 前年比となっております。

会 長 つづいて、協議事項3「非農地証明の交付における総会での取扱いについて」説明をお願いします。

(事務局説明)

会 長 それでは、ただ今、説明のありました非農地証明の交付について、総会における今後の取扱いを、「報告」とするか、または、現行通り「議決」とするか、皆様のご意見をお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

◇ ◇ 委員 質問ですが、申請者はどのような目的で非農地証明を申請するのでしょうか。農地以外の用途としたいか、第三者に譲渡したいかだと思います。

事 務 局 おっしゃられるように、申請者の状況にもよりますが、農地を農地

以外にしたいというのが主な目的となっております。

◇◇委員 以前、総会に諮った非農地証明では、原野となっているものがありました。非農地証明が転用許可の抜け道になるのではないかと危惧します。

事務局 農地を農地以外にする場合は、転用が大原則です。ただし、農地が集団化されておらず、数年にわたり耕作放棄となっており、農地としての復元が困難である場合に限って非農地証明の対象としております。

◇◇委員 運営委員会では、案件ごとに「報告」と「議決」を分けるという案があったとのことですが、その区分けはどのようにするのでしょうか。また、県内の他市町村についての取り扱いはどうなっておりますでしょうか。

事務局 証明基準第4条の1号、2号及び4号は報告とし、3号及び5号は審議のうえ議決をするということで運営委員会では意見を頂いております。その理由につきましては、1号は農地法施行前、いわゆる農地法がなかったときに農地以外にしたこと、2号は、自然災害により農地としての機能がなくなり、今後の復旧見込みがないこと、また、4号は、遊休農地となりますので、国が示す非農地判断を準用することから、報告とします。

3号及び5号につきましては、慎重な審議を要することから、議決としたいと考えております。このうち、3号は要領に記載のとおり、「20年以上耕作されず、かつ、将来的にも農地として使用することが著しく困難な土地」となっておりますが、これは既に非農地化されていることを想定しております。例えば、宅地の中に農地がある場合などは20年以上耕作されず、過去から住宅敷地として使用した状態となっていることから、農地に復元しても使用するのが非常に難しいのではないかという観点、農振法も関係しますが、そちらも十分考慮したうえで、審議をする必要があります。また、5号につきましては、例えば、過去から県道や市道などの道路ととして使用されている場合を想定しており、今後も道路として使用することが農地への影響を及ぼすかどうかという観点で審議をする必要があります。

また、県内の各市町村の状況でございますが、他市町村の取り扱いについての確認はしておりません。ただし、本事務要領を策定するにあたり、中核市等に照会をし、それを参考にしたうえで作成をしております。従いまして、このような取り扱いは行政サービスとして既に他の中核市でも同様の取り扱いがなされているものであります。

◆ ◆ 委員 報告と審議の違いは、各案件の内容が簡単かどうかの違いなのでしょうか。行政の根本はすべてを平等に扱うとことであると思いますので、申請は全て一律の取り扱いにすべきなのではないかと思います。また、手数料額について教えてください。

事務局 対象となる農地の状況から、客観的事実や国が示す取扱いによる1号、2号、4号を報告とし、農業委員会として判断を要する3号、5号を議決としたいと考えております。  
なお、証明書の手料金は300円です。

◆ ◆ 委員 金額は条例で定まっているのでしょうか。

事務局 そのとおりです。

◇ ◇ 委員 4号のイはどのようなケースを想定しているのでしょうか。

事務局 4号は遊休農地を前提としております。アは既に山林化している状況となります。イは山林化はしていないが、周囲の状況から判断し、農業機械では耕作農地への復旧が困難である場合や、農地に復旧しても耕作する人が見つからない場合などが適用基準となります。

▽ ▽ 委員 非農地証明の対象とする農地については、農業委員と推進委員が現地に行って調査し判断したことが決定の前提となる。

先ほど開催した運営委員会では、証明基準第4条1号、2号及び4号については報告とし、3号及び5号については審議する方向で話し合わせ、総会に諮ることといたしました。

事務局 なお、補足となりますが、次回から非農地証明の案件がありましたら、農地の状況を確認していただくということで写真も資料に添付し、皆様のご意見をお聞きしたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

会長 それでは、ただいま説明のありました非農地証明の交付における総会での取扱いについて、証明基準第4条1号、2号及び4号については報告、3号及び5号については議決とする方向でよろしいでしょうか。

(委員一同 異議なし)

会長 それでは、非農地証明の交付における総会での取扱いについては、次回より、今ほど決定した取扱いで行います。

会長 次に、協議事項4「令和7年度総会（月次）開催予定日について」説明をお願いします。

会長 それでは、ただ今、説明のありました内容について、ご質問等があれば承りたいと思います。

会長 特に何もありませんので、これで協議・報告事項等を終了します。なお、事務局は、「農地賃借料」、「農作業標準料金・賃金」、並びに「農地の権利移動・転用の受付・許可予定表」の周知をしてください。

会長 次に、4. 事務連絡等について、説明をお願いします。

(事務局説明)

会長 ただ今、説明がありました連絡事項について、ご意見、ご質問等がありましたら、承りたいと思います。

会長 特に何もありませんので、これにて令和6年度第11回富山市農業委員会月次総会を終わらせていただきます。